一部抜粋

不動産業による空き家対策推進プログラム ~地域価値を共創する不動産業を目指して~

国土交通省 不動産·建設経済局 不動産業課·参事官 令和6年6月



「不動産業による空き家対策推進プログラム」概要



掘り起こし流通に適した空き宮

① 所有者への相談体制の強化

- ・空き家利活用に関し、他業への取次含め、<u>総</u> 合的に所有者へ助言する相談サービスの強化
- ・所有者が空き家所在地から離れていても相談可能な体制(各地の<u>窓口の広域連携</u>)

②不動産業における空き家対策の担い手育成

- ・空き家専門家の育成に係る業界研修の充実
- ・<u>高度な空き家活用</u>に知見・経験を有する関係 者とのネットワーク形成

③ 地方公共団体との連携による不動産業の活動拡大

- ・「空家等管理活用支援法人」に<u>不動産業関係団体を</u> 指定しやすい環境づくり、市区町村からの<u>指定促進</u>
- ・地方公共団体の強みと民間ノウハウを活かした<u>地</u> <u>域活性化モデル事業</u>への支援と横展開

④ 官民一体となった情報発信の強化

- ・空き家<u>所有者向け</u>に、早期利活用の必要性や利活 用事例等の情報提供を充実
- ・空き家への移住や<u>利活用の検討者向け</u>に、空き家 を利活用した住まい方やライフスタイルの情報提供

|① 空き家等に係る<mark>媒介報酬規制</mark>の見直し

- ・ 低廉な空き家等(物件価格800万円以下) の売買に係る報酬上限を引上げ
- ・長期の空き家等の<u>賃貸借</u>につき、貸主から の報酬上限額を引上げ

③ 媒介業務に含まれないコンサルティング業務の促進

- ・空き家の媒介に先立って不動産業者が提供可能なサ ービス^{*}の<u>認知度向上、媒介報酬規制との関係明確化</u>
 - ※ 空き家活用上の課題の整理、権利調整に係る助言、活用策の提案など
- ・<u>空き家のコンサルタントの検索サイト</u>、コンサル業 務を支援する<u>事例サイト</u>や<u>協議体</u>の創設

②「空き家<mark>管理</mark>受託の<mark>ガイドライン</mark>」の策定・普及

・活用相談から売買等の媒介まで一体で支援 可能な不動産業者が「管理」を受託する場合 の「標準的なルール」を定め、管理の受託を 促進

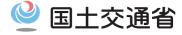
④ 不動産 DX により業務を効率化し、担い手を確保

- ・<u>IT重説や書面電子化</u>の制度を活用して業務を省力 化しようとする不動産業者に<u>活用支援ツール</u>を提供
- ・契約や行政の手続における一括入力支援を推進

のヒシネス化サ

空き家流

||③ 媒介業務に含まれないコンサルティング業務の促進

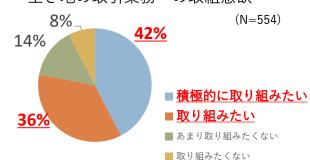


- 入口(空き家発生)から出口(流通·活用)まで、**不動産業が一括して所有者をサポート**できるよう、空き家等に係る不動産**コンサルティングサービス[※]の認知度向上を図る**。
 - (※) 空き家等の活用等に係る課題整理、相続に係る相談、空き家等の活用方針の提案・比較などについて、媒介に先立ち、又は 媒介とは別に、所有者等に対して行われる助言・総合調整等をいう。
- 媒介報酬規制との関係について、**媒介報酬とは別に報酬を受けることができる**ことを**明確化**する。
- コンサルティングサービスを提供可能なコンサルタントの検索サイト、コンサル業務を支援する事例サイト、協議体の立上げ

■ 不動産コンサルティングマスター 検索システムの創設(R6夏改修)

✓ 空き家コンサルティングが可能な 「不動産コンサルティングマスター」 を、課題別・地域別に容易に検索可

(参考) コンサルティングマスターの空き家・ 空き地の取引業務への取組意欲



出典: (公財) 不動産流通推進センター「不動産コンサル ティング業務に関するアンケート」(令和5年度)

■「全国不動産コンサルティング フォーラム」の開催(R6.7プレ開催)

- ✓ 空き家等の活用や不動産の相続等に 取り組むコンサルタント等が参加。
- ✓ 先進的な取組事例を紹介。関係者を ネットワーク化し、経験・知見の共有 を図る(定期開催を予定)。

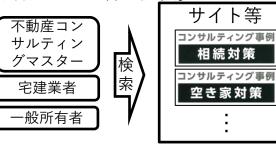
全国不動産コンサルティングフォーラム (年1回を予定)

- ・全国の不動産コンサルティングマスター
- ・関連団体 等



■ 課題解決支援ツール等の作成(R7春

- ✓ 共通課題となり得るテーマごとに検索可能な事例紹介サイト等を立ち上げ
- ✓ コンサルタント向けのほか、一般所 有者向けの内容も提供。



■ 媒介報酬規制の適用範囲の明確化

✓ コンサルティング業務は、媒介業務 とは別業務であり、その報酬は、媒介 報酬規制の適用がないことを「解釈・ 運用の考え方」(通達)で明確化